

# [研究ノート]

## 利害関係者の視点からみた中国私立大学の統治構造の改善

張 利 国  
鷺 尾 紀 吉

- 〈目次〉 はじめに
- 1 私立大学利害関係者の境界
    - 1.1 利害関係者とは
    - 1.2 利害関係者の分類
    - 1.3 私立大学の利害関係者
  - 2 私立大学統治における利害関係者の参加の正当性
    - 2.1 利害関係者に大学統治に参加してもらう理論的根拠
    - 2.2 利害関係者に大学統治に参加してもらう実践価値
  - 3 私立大学統治における利害関係者の参加に関する考え

## はじめに

20世紀80年代以降、会社利害関係者論は伝統的な株主第一主義の会社法（中華人民共和国公司法）理念に挑戦し、各国の会社法の立法において大きな影響をもたらしている。利害関係者論では、会社は利益平等な各関係者から構成され、株主はその中の一員であって、経営管理者は株主の利益のためだけでなく、会社のすべての利害関係者の利益のために働くものであると主張している<sup>1)</sup>。

企業と異なる特殊な法人形態として、私立大学は典型的な利害関係者からなる組織である。しかも私立大学における利害関係者の及ぶ範囲はより広く、利益訴求はより一層多元化している。それ故、私立大学の利害関係者を効果的に区別し、積極的に利害関係者を導入して大学統治に参加させることは、私立大学の健全な発展に良い影響と作用を与える。典型的な利害関係者組織としての私立大学が統治構造に利害関係者を導入することは理論上及び実践上正当性がある。

そこで、本稿では、私立大学の統治構造においては、立法の面から利害関係者を保護する原則的な規定を設けるべきことを主張し、非営利法人の統治構造の要求に照らし、私立大学理事会制度と私立大学監督制度を改善すべきであると述べる。さらに、積極的に意思決定の参加面を広く切り開き、債権者の知る権利と参加権を明確にすべきであると提言する。

## 1 私立大学利害関係者の境界

### 1.1 利害関係者とは

「利害関係者論」(Stakeholder Theory) は、今や各学問の領域でよく使われる概念の1つで、1930年代にさかのぼる。1929年、アメリカ通用電機会社のある経営管理者は講演の中で初めて「利害関係者」の視点を提起した。会社では株主だけでなく、従業員、顧客および社会公衆までもが利益を共有している。したがって、会社の経営管理者はこの利益を守る義務がある<sup>2)</sup>。

1963年、アメリカ・スタンフォード大学のある研究所

(SRT) はその内部文書の中で初めて利害関係者の定義を行った。すなわち、組織（会社を含む）というものは、生存するために、例えば、株主、従業員、仕入先、顧客、債権者、地域社会などに依存する団体のことであるとした<sup>3)</sup>。それ以来、学者達はさまざまな角度から利害関係者の概念と範囲を研究した。現在まで、30以上の考えが提起されているが、主要な定義は以下の3種である。

第1種は最も広義な定義である。企業活動に影響を及ぼす、あるいは企業活動に影響される人と団体はすべて利害関係者であるとする。例えば、企業にとって、株主、債権者、従業員、消費者、仕入先、関連する社会組織と社会団体、政府機関およびその企業の所在する地域社会、周辺の住民などすべてが企業の利害関係者であるという。

第2種の定義は第1種の範囲よりも少し狭い。すなわち、企業の存在と直接的な関係がある人、あるいは団体こそが企業の利害関係者とする。企業の存在と間接的な関係のある人や団体は含まれていない。この定義によると、政府機関、社会組織および社会団体、その企業の所在する地域社会、周辺の住民などは利害関係者ではなくなるということになる。

第3種は狭義の定義である。企業への投資家、すなわち企業と重大な利害関係のある人、あるいは団体こそが利害関係者とする。この定義は主流派経済学の「資産選択制理論 (Asset Specificity Theory)」を借用して、会社に専用性資産を投入した人、あるいは団体だけが利害関係者であるとするのである<sup>4)</sup>。

### 1.2 利害関係者の分類

国外では利害関係者の分類に対する研究の方法は多い。現在、アメリカの学者ミッチェル (Mitchell) の分類方法は学界に大きな影響を与えているといえる。ミッチェルは企業の利害関係者であるかどうかを判断するには、3つの要素を考えなければならないと提唱する。1つ目は適法性 (Legitimacy)、すなわち利害関係者は法律と道徳の承認を得られるかどうかということである。2つ目は権力性 (影響力) (Power)、すなわち利害関係者は組織に影響を与える地位、能力と手段を持っているかどうかとい

1) 赵旭东. 新公司法制度设计 [M]. 北京: 法律出版社, 2006:207.

2) 刘俊海. 公司的社会责任 [M]. 北京: 法律出版社, 1999:35.

3) 刘丹. 利益相关者与公司治理法律制度研究 [M]. 北京: 中国人民公安大学出版社, 2005:38.

4) 杨瑞龙、周业安. 企业的利益相关者理论及其应用 [M]. 北京: 经济科学出版社, 200:131.

うことである。3つ目は緊急性 (Urgency)、すなわちその要求や主張が直ちに組織の意思決定者の関心を集めるかどうかということである。以上の3つの属性を分析した後、ミCHELは企業の利害関係者を以下の3種類に分類した。

- (1) 確実的利害関係者 (Definitive Stakeholders)。これらの人と団体は先に述べた3つの属性を同時に持っており、利害関係者の中で最も権威があり、最重要な部分で、第一のレベルといえる。株主、従業員と消費者はその典型的な例である。
- (2) 予期的利害関係者 (Expectant Stakeholders)。彼らは、先に述べた2つの属性を持っており、利害関係者の第2のレベルである。投資家、仕入先、政府機関などはその典型的な例である。
- (3) 潜在的利害関係者 (Latent Stakeholders)。彼らは、通常この3つの属性の中の1つだけ持っている。周辺の、潜伏系の利害関係者に属する<sup>5)</sup>。

### 1.3 私立大学の利害関係者

アメリカの学者ミCHEL (Mitchell) が提唱した利害関係者についての分類を結合して、筆者は私立大学の利害関係者は主に以下の3つのレベルに分けられると考える。

#### (1) 核心利害関係者

主に投資家、教育を受ける者、教職員などを含む。中国の私立大学は個人投資で学校を創立するという本質的な特徴がある。高等教育資源は相対的に不足し、国家投入も限られている状況から、この特徴は長期間続いているという見通しである。それ故、大学の投資家や出資者 (主に個人、職場、社会団体、銀行や他の組織などを含む) は私立大学の最優先利害関係者なのである。

教職員、特に教員達も学校に一定の人的資源と非人的資源を投入している。その人的資源は専用性資産の一種として学校に投入した後、学校の発展と強化に大きな働きをするので、彼らは当然私立大学の最優先利害関係者であるというべきである。

教育を受ける者 (主に学生) は私立大学の存在と発展の基礎で、彼らは教育サービスの消費者および私立大学の学納金の主な提供者なのである。私立大学は一旦撤退

すれば、学生の教育を受ける権利に影響を及ぼすだけでなく、教育経歴が中断されるため、学生が物質的、精神的損失を受けることになるかもしれない。

#### (2) 重要利害関係者

主に政府および銀行などの債権者を含む。政府は私立大学の重要な利害関係者である。それは、政府が政策の立案者、管理者および監督者として、私立大学の発展の方向、性質、規模、運行などに影響を与えているからである。このほか、特殊な投資家の一種として、政府は税制上の優遇措置、経費支援助と補償、土地利用などの方法を通じて私立大学に直接的、あるいは間接的に影響しているのである。

私立大学は政府が社会公衆に公共教育サービスを提供する任務を引き受けているので、ある程度の公的機能と文化機能を持っているといえる。私立大学が撤退すれば、中国の元々弱い私立教育に衝撃を与えるだけでなく、国家教育政策にも不利な影響をもたらす。したがって、政府は私立大学の重要な利害関係者なのである。

私立大学は貸借や建設工事などの契約関係に基づいて、当然、銀行や企業などと一定の債権債務関係が生じる。特に中国の私立大学の資本構造は、一方では学納金に頼り、他方では主に銀行の貸付金に依存しているのである。いったん私立大学が撤退すれば、直接的に既に存在している債権債務関係に影響をもたらすに違いない。この意味では、債権者は私立大学の重要な利害関係者なのである。

#### (3) 間接利害関係者、周辺利害関係者

主に私立大学の所在する地域社会や社会公衆などを含む。私立大学はいつも所在する地域社会に多方面、多岐なメリットを提供している。例えば、就業を増加する、地域経済の発展を促進する、都市の文化を堤高することなどである。

それに対し、私立大学の所在する地域社会は私立大学に諮問、アドバイス、治安保障、実習機会、鍛錬機会など多方面、多岐な援助を提供する。この意味では、私立大学の所在する地域社会が私立大学の利害関係者といえる。同様に、私立大学の存在と発展は現地の社会公衆に多方面、多岐な影響を与えるので、社会公衆は私立大学の利害関係者になるのである。

5) Mitchell A Wood D. "Toward a Theory of Stakeholder Identification and Salience: Defining the Principle of Whom and What Really Counts". Academy.

## 2 私立大学統治における利害関係者の参加の正当性

私立大学統治構造は、主に私立大学が独立の法人実体として所有権と経営管理権の分離に基づいて、出資者、政策の決定者、管理者および教職員などの利害関係者の間に形成された学校権力配置や職責区分など内外の均衡を保つシステムである。私立大学の統治構造に利害関係者の考えを導入することは、論理上および、実践上の正当性がある。

### 2.1 利害関係者に大学統治に参加してもらう理論的根拠

#### (1) 組織系統理論

この理論は、組織が一つの開放的な組織系統だと解釈するのである。組織と利害関係者の間に相互依存の関係が存在するので、利害関係者の参加が組織系統の良好な運行に役立つのである。

プフェファー&サラニック (Pfeffer and Salancik) (1978) が提示した著名な「資源依存論」(Resource Dependence Theory) では、組織の生存は資源獲得能力と資源保持能力に依存し、重要な資源提供者と良い関係を保つことが組織存在の要となり、組織が利害関係者の利益を考慮すべきことが要求されていると主張する。同時に、利害関係者の組織に対する影響と統制の程度は提供した資源の価値による。つまり、資源に依存する程度によって、利害関係者の組織における地位が決まるのである。

#### (2) 道徳論理説

モーガン・フリーマン (Morgan Freeman) は、カント哲学の思想に基づいて、人を目標にして、経営者層が方策を決める時、利害関係者を会社に利益をもたらす手段とするのではなく、利害関係者の利益を十分に考えるべきだと主張する。「ケアの倫理」(ethics of care) という視点から、この道徳基礎を論証し、商業企業のネット関係を創設する重要性を強調し、利害関係者を尊敬することは、このような関係の上に築かれた企業の戦略需要だと提唱した学者もいる。

#### (3) 企業契約理論

1937年、ロナルド・ハリヤー・コース (Ronald H. Coase) は、企業の性質を生産要素の取引で、正確に言えば労働

と資本の長期的、権威的契約関係であると提起した。コースは、企業性質の境界区分に強い包容性があることから、企業の契約締結者が株主以外の労働者、仕入先、取引先及び地域社会などに広まった時、企業は本質的な変化を生じ、株主だけのものではなくなると述べる。

#### (4) 資産選択制投資論

コースに続いて、オリヴァー・イートン・ウィリアムソン (Oliver Eaton Williamson) は、資産選択制理論を発表した。フリーマンとオーエンは、資産専用性理論によって会社の利害関係者達は株主と同じように、資本を投入し、専用性資産を持っているといえることから、株主とともに会社の所有権を共有すべきだという。そのうえ、比較的発達した資本市場が存在しているので、株主は市場を通じて、資産がつなぎ止められることによって引き起こるリスクをなくすることができるし、完全に退出することもできる。しかし、他の利害関係者の資産もつなぎ止められるので、利害関係者の利益の保障は会社の運営状況に頼るしかない。

教員は人的資本の所有者として、私立大学の存在と発展の基礎でもある(教員は、通常私立大学と長期間定着した契約関係のある人である)。人的資本は専属性があり、そして譲渡し難いという性質もある。つまり、いったん人的資本は長期間ある領域に従事すれば、その人的資本は日増しに固体化していく。年齢、業種の違いなどの要素の影響を受けて、他の業種あるいは領域に転換する可能性が低い<sup>6)</sup>。

たとえ上述の理論が主に会社、企業などの組織体に焦点を合わせるとしても、現在の私立大学法人の統治構造の問題を認識することには積極的な意義があるに違いない。それは、すべての組織体の共通点を明確に表しているからである。つまり、会社であれ私立大学であれ、利害関係者からなる有機体なのであるから、組織体システムの良好な運営と健全な発展を維持するために、各利益主体の協力が頼らなければならない。

### 2.2 利害関係者に大学統治に参加してもらう実践価値

現在、中国私立大学の統治構造に多くの問題がある。すでに私立大学教育の発展に悪い影響と制約をもたらす重要な要因になっている。利害関係者論を導入すること

6) 張利国. 人力資本出資的法律障碍分析及对策 [J]. 中国人力资源开发, 2011, (8):75-79.

は、私立大学法人の統治構造の改善に重要な意義があると考えられる。

#### (1) 統治構造からみれば私立大学法人の統治構造はまだ不完全

企業法や会社法の関連規定によって、現代の会社統治構造は一般に株主総会、取締役会、経営者層（管理層）と監事会などからなっている。その中で株主総会は会社の最高権力機関であり、取締役会は会社の意思決定機関、経営者層は会社の執行機関、監事会（監事）は会社の監督機関である。これらの機関がそれぞれの職務をつかさどり、互いに制約する。

しかし、中国の『私立教育促進法』などの関連法律の規定では、私立大学の意思決定機関（理事会、他の意思決定機関）を規定しているが、権力機関と監督機関に対しては具体的な規定を設けていない。それ故、中国の私立大学法人の統治構造は基礎がしっかりしていないという欠陥が存在する。

この点を実践の中でも証明されている。学者の調査によると、45の私立大学の中に、たった8つの大学しか単独の常設監督機関を設立していない。調査された大学の5分の1にも達しなかったのである。しかも、その機関の名称は多種多様で、「教授委員会」、「教育監督委員会」、「教職員代表大会」、「財務監査部」などさまざまな名称がある。「監事会」と自称するのはただ1か所の大学だけである<sup>7)</sup>。「委任・代理制度」というビジネスモデルは、必然的に一定の道徳リスクが存在する。

したがって、私立大学のいわゆる「監督機関」は、法人統治構造の中の「監事会」の設立主旨を徹底的に変えた。監事会の監督機能が発揮し難くただでなく、私立大学の意思決定機関と執行機関を有効に制約することも難しくなったのである。

#### (2) 私立大学の家族式管理の深刻さ

典型的な家族式管理は、中国の私立大学法人の統治構造の中でおろそかにしてはならない現象である。家族式管理には主に2つの状況がある。1つは家族構成員の共同管理である。つまり、1つの私立大学の重要な部門の指導権は同じ家族の何人かによって同時に握られている。この現象は投資発展型私立大学でよく発生する。今1つ

は重要な指導部門の家族継承である。この状況は回転式発展型の私立大学でよく発生する。つまり、私立大学が長年の発展を経て、創始者が私立大学の経営管理職から退出する時、自分の子供あるいは他の親戚を育成し、彼らを学校の指導部に入らせることを通じて、私立大学をコントロールし続けるのである<sup>8)</sup>。

この他に、現在、普遍的な制御形式は出資者あるいはその代表が直接に学校の理事会をコントロールするというものである。1つ目は意思決定機関や執行機関の人員構成をコントロールすることを通じて私立大学の支配権を掌握する。「会長、理事、監査人は私立学校の校長及び他の行政職を兼任してはならない」という台湾地区の『私立校法』の規定とは違い、中国の『私立教育促進法』では、学校の理事会は出資者やその代表、校長、教職員などが担当してもいいと明確に規定している。

これは、客観的に主宰者が私立大学をコントロールすることに政策的便益を提供している。ある調査によると、中国の私立大学の中で主宰側やその代表が意思決定機関に占める割合が高い。それに対し、教職員代表と理事会以外の校外独立理事の占める割合が低い。行政指導者が学校の理事を兼任する状況もよくみられる。

2つ目は私立大学の議事規則、すなわち政策決定の続きプログラムを決定することを通じて私立大学へのコントロールを実現するというものである。『条例』では、「私立大学の規約は理事会あるいは他の形式の意思決定機関の設立方法、人員構成、任期、議事規則などを規定すべきだ」と規定されている。私立大学の理事会の人員構成の中で主宰者側やその代表が高い割合を占めるので、私立大学の重大な政策はいつも理事長自ら政策を立てるのである。民主協議制度はただ形式だけのものとなっている。

3つ目は校長を選任し任用することを通じて、私立大学へのコントロールを実現するものである。中国の大部分の私立大学は主宰権と経営管理権との違いを区別できないため、学校の統治事務は実際に主宰者にコントロールされているのである。大学の専門化、自主化の程度が低く、職業素質と職業能力が学校の発展需要に適合していない。これは、すでに私立大学の持続可能な発展を制約する重要な原因の1つになっている。

7) 董圣足. 民办高校法人治理机构构建与思考: 基于上海建桥学院的个案分析 [J]. 教育发展研究, 2006, (11):64-69.

8) 王一涛, 徐绪卿. 民办高校家族式管理现象的成因及对策 [J]. 中国高等教育, 2009, (8):55-56.

### 3 私立大学統治における利害関係者の参加に関する考え

#### (1) 利害関係者を保護する原則的規定の設定

中国の『会社法』第5条では、「会社が経営活動に従事するには、必ず法律や行政法規を守り、社会道徳や商業道徳を遵守し、誠実で信用を守り、政府と社会の公衆の監督を受け、社会責任を引き受けなければならない」と規定する。憲法の形式で会社が社会責任を果たすべきことを明らかにして定められている。つまり、会社が株主、従業員、債権者、さらには会社所在の地域社会や消費者などの利害関係者に対し責任を果たさなければならない。

残念なことに、中国の『私立教育促進法』および『実施条例』では適切な規定を設けていない。将来、『私立教育促進法』を改正するとき、原則的な規定を入れるべきである。すなわち、「私立大学が経営活動に従事するには、必ず法律や行政法規を守り、社会道徳や商業道徳を遵守し、誠実で信用を守り、政府と社会の公衆の監督を受け、そして積極的に自己の社会責任を負わなければならない」とし、それと同時に、私立大学の出資者、理事、学長などの決定的な権限を握る人が職権を濫用して、学校および他の利害関係者の利益を損害しないように、法律上で私立大学の最重要権力を持つ人に一定の義務と責任を負わせるという規定を定め、そのような行為を制御すべきである。

#### (2) 非営利法人の統治構造の要求に照らし、私立大学理事会制度の改善

1つ目は理事会の構成員を明確にすることである。アメリカと日本の私立大学のやり方を学べばよい。出資者やその代表、学校の学長、教職員代表が私立大学の意思決定機関に参加する権限があることを明確にすること以外に、積極的に社会の専門家、地域社会や学生の親代表などの利害関係者を大学の理事会などの意思決定機関に参加させ、私立大学の意思決定機関における権力の「家族化」と「集中化」を防ぐべきである。

2つ目は合理的に理事会の責任範囲と議事規則を決めることである。理事会と大学の学長、出資者、教職員代表会と労働組合の間関係を適切に処理し、学校の合併、分離、資産変更、譲渡および規約改正などのような重要

事項では、各利害関係者の意見を求めるべきである。

3つ目は理事の義務と責任制度を設けて、改善することである。国際的にみて、多くの国は非営利法人理事に注意義務と忠実義務を負わせてことでその行為を制約している。理事の注意義務とは、非営利法人が「普通の慎重な人」のように自分の責任を果たすということである。理事の忠実義務とは、理事は個人の利益より、法人の利益を先に考えるということである。特に利益衝突が起きた場合、理事は法人の利益に忠実であるべきである。この規則は利益衝突が起きた場合、非営利法人理事の個人利益の犠牲を要求するのではなく、理事の得る個人利益が正当な市場利益を超えてはいけず、市場のライバルの得る正当な利益を超えてはいけずということ規定しているのである<sup>9)</sup>。

具体的には以下のとおりである。例えば、理事自己取引禁止義務、業界競争禁止義務、学校資金の横領と貸借禁止、本人名義または他人名義で口座を開設し、学校の財産を自己の金として蓄えることの禁止、学校の財産を保証金に流用使用の禁止などである。

それと同時に、理事が義務を違反する具体的な状況によって適切な責任を負うべきことを規定すべきである。例えば、職務解除、利益返還責任、損害賠償責任、一定の行政責任と刑事責任をとることなどである。

#### (3) 私立大学の監督機関の設立と改善

1つ目は私立大学の内部監督機関を改善することである。日本や韓国の「私立学校法」の監査制度および台湾の私立学校監察制度に学び、中国の監事会を中心とする内部監督制度を改善する。監事会には適切な割合の職員代表を参加させ、具体的な割合は学校規約で決まるが、その割合は3分の1以上が望ましい。職員代表は職員代表会、職員会あるいは他の民主的形式による選挙で選ぶと規定すべきである。

それと同時に、イギリス、アメリカ、フランスなどの国の公認会計士と外部会計監督士制度を学び、私立大学の会計準則、情報公開制度、教職員民主参加制度などを強化すべきである。

2つ目は政府が主導する外部監督制度を改善することである。各国の財団法人立法例は私法自治と必要な公共関与の両方に配慮している<sup>10)</sup>。政府の監督は不可欠であ

9) James J. Fisherman, Stephen Schwarz, Nonprofit Organizations: Cases and Materials, the Foundation Press, 1995, p. 200.

10) 税兵, 非営利法人解釋 [J]. 法学研究, 2007, (5):66-74.

る。現行の年度検査制度を改善し、教育情報、資産管理などの制度を設けて改善すべきである。早急に統一的、規範的な非営利法人私立大学の財務準則と会計制度を研究し、設ける。学校運営コストの採算へのコントロールを強化し、学校法人資産流失を防止する。主に私立大学の財務活動と資金流動を監視し、制御と管理を強化する。私立大学のリスク保証金制度を探索して設け、さまざまな財務リスクを防止する。

#### (4) 意思決定参加面の拡大

『私立教育促進法』では、私立大学の理事会に教職員代表を参加させるべきであると規定しているが、その身分に対しては相応の制限がない。理事会は、理事長を代表とする利益主体による権力独占と理解されることがよくある。

まず、私立大学教職員理事の身分と割合を明確にすべきである。法律で私立大学教職員理事の身分を制限する必要がある。それに、副学長、財務担当と他の管理機関の責任者が学校の理事を兼務してはいけないことを明確に規定すべきである<sup>11)</sup>。

次に、私立大学が職員の給料、福祉、保険、労働安全衛生など職員と密接に関係する利益に関する問題を決めるとき、また重要な規約制度を設けるときは、学校の労働組合や教職員代表を会議に列席させ、先に彼らの意見を聞くべきである。学校制度の変更、学校の再編成、学校資産の変更、学校の譲渡、学校規定の改正などの重要な事項を決めるとき、教職員の意見とアドバイスを聞くべきである。

さらに、一般教員と学生が学校管理に参加できる道を広げることである。教員と学生の参加によって、政策を決定する時間が長くなっても、また費用が増えても、教

員と学生の参加は参加者の共感を増進し、政策の科学性と民主性を向上させ、制度執行のコストを下げるには有利となる。

この他に、投資政策、法律行為、不動産の購入や譲渡、建築プロジェクトに関係のある資金目標や戦略的思考などの問題に関わるとき、一定の外部取締役あるいは一定の比例の専門家に参加してもらい、学校のさまざまな意思決定に専門家の意見の提供と諮問を受ける。

#### (5) 債権者の知る権利と参加権の明確化

長い間、中国の私立大学の財産権が明確となっていないため、私立大学の統治機関がある程度バランスを失った状態下であり、出資者が悪意で債権者の利益を侵害する事件が何回も起こった。

現行立法から見て、中国の『私立教育促進法』は私立大学の債権者の利益保護の面では立法の空白状態にある。中国の私立大学の発展現状からいえば、今後の長い間、多くの私立大学は融資ルートが単一で、資金不足などの問題に直面することも予想される。銀行、建築業者など重要な債権者の利益関係をどう適切に解決するのかは、私立大学の発展にかかわる重大な課題である。

したがって、私立大学を統治するとき、表決権代理制度を通じて、投票権を銀行、建築業者などに依頼し、彼らに一定の代表を選んでもらい、私立大学の投票に参加してもらおう。学校の重大な事項、例えば、学校の合併、分離、解散、重要資産の譲渡や人事異動などを決めるとき、私立大学の債権者が参加権と監督権を持っていることを前もって契約形式で規定しておいてもいい。

知る権利とは、私立大学が公示や通知などの方式で、財産権などの利害関係者にいち早く、全面的に客観的に告知の義務があるということである<sup>12)</sup>。

11) 張文国. 中国民办学校法人制度研究 [M]. 北京: 教育科学出版社, 2012:206.

12) 張利国. 民办高校合并对债权人的利益保护 [J]. 现代教育管理, 2014, (4):110-114.